

年内に集中的に実施する自殺対策の取組について（概要）

平成22年の年間の自殺者数が13年ぶりに3万人を下回ることを目指し、9月以降の自殺対策の取組を緊急的に強化する。

相談体制の充実

- (1) 都道府県等が行う心の健康相談へのハローワークの協力・ハローワークの住居・生活支援アドバイザーによる相談機関への誘導【厚生労働省】
- (2) 中小企業経営者向け相談体制の充実【経済産業省】
- (3) 多重債務者向けの相談窓口の整備、強化【金融庁、消費者庁】
- (4) 人権相談の推進【法務省】

全国的な啓発活動の展開、一層の情報提供の強化

- (1) 自殺予防週間（9月10日から16日）を中心とする啓発活動の展開【内閣府】
- (2) 継続的な啓発活動の展開【内閣府】
- (3) 自殺を考えている人への気づきと声掛けを促すメッセージムービーの掲載【内閣府】
- (4) 自殺に関連する統計データの分析、情報提供の拡充【内閣府、警察庁、厚生労働省】
- (5) 自殺対策に資する調査・分析の実施【内閣府】
- (6) 日本司法支援センター（法テラス）による情報提供の拡充【法務省】
- (7) 教師に対する、子どもの自殺予防に関する知識の普及啓発【文部科学省】
- (8) 大学における自殺予防に関する啓発活動【文部科学省】
- (9) 精神疾患に関するウェブサイトの開設【厚生労働省】
- (10) 職場における心の健康づくりの啓発【厚生労働省】
- (11) 関係団体と連携した啓発活動の展開【厚生労働省】
- (12) 鉄道駅等における自殺予防に関する啓発活動【国土交通省】

推進体制の強化等

- (1) 内閣府の機能強化【内閣府】
- (2) 国家公務員及び地方公務員のメンタルヘルス対策【総務省】

自殺対策タスクフォースによる機動的な実施

平成22年の自殺者数の減少